

平成29年12月

「建築士事務所企業年金基金」

制度概要

(注)制度の概要を記載した資料です。制度の詳細は、規約をご参照ください。

	(ページ)
1.加入資格要件と掛金	-1-
2.支給要件と給付	-2-
3.給付モデル	-3-

加入資格要件と掛金

加入資格

<厚生年金基金（加算）と同様の加入資格要件>

厚生年金の被保険者（65歳まで）

加入時期

<厚生年金基金（加算）と同様の加入時期>

事業所に使用されたとき

基準給与

<厚生年金基金（加算）と同様の基準給与>

標準報酬月額（年1回9月改定、月変・賞与なし）・・・年1回、9月改定以外に掛金の基準となる給与は変わりません

標準掛金及び事務費

<厚生年金基金（加算掛金）と同様の水準>

基準給与月額×掛金率（・・・賞与からの掛金はありません）

掛金の種類	掛金率
標準掛金	0.9%
特別掛金	—
事務費掛金	0.3%

（注） 育児、産前・産後休業の掛金免除はありません

$$\begin{array}{l} \text{Aさんの基準給与} \times \text{掛金率} = \text{掛金} \\ \text{Bさんの基準給与} \times \text{掛金率} = \text{掛金} \\ \text{Cさんの基準給与} \times \text{掛金率} = \text{掛金} \\ \vdots \\ \vdots \\ \vdots \end{array}$$

事業所の掛金合計

支給要件と給付

支給要件

- 年金： 加入者期間10年以上 かつ 65歳に達した時
加入者期間10年以上で60歳以上で退職した時は即時に支給
加入者期間10年以上で60歳未満で退職した時は60歳に達した時
※年金での受給に変えて一時金での受給が可能（選択一時金） ※年金の支給を一定期間繰り下げること可能
- 一時金： 加入者期間1年以上で退職した時
（但し、旧制度（厚生年金基金）から移行した場合、又は64歳超で加入した場合、
加入期間1ヵ月以上から支給）

（注）加入者期間は加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月まで

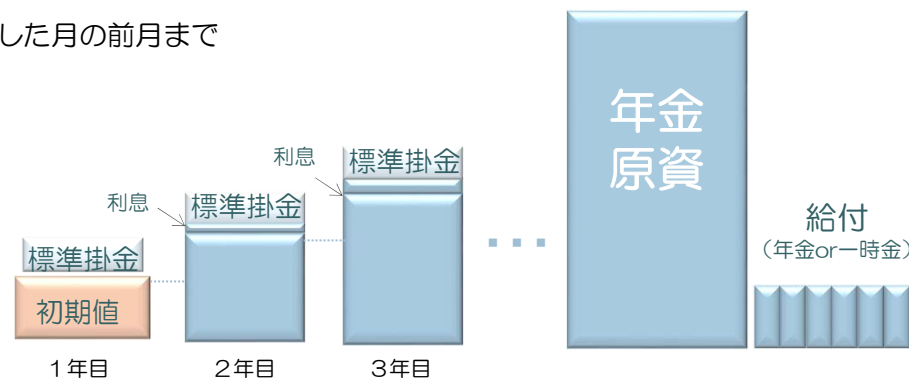
給付額の算定

キャッシュバランプラン

- ・・・個人単位に掛金と利息の元利合計額を積み立てる制度

積立期間中の利息：運用実績 [変動]
（上限4%・下限0%）

※旧制度（厚生年金基金）からの移行者は解散時の脱退一時金の95%を制度発足時の給付の基準値（初期値）とする



給付の種類

確定年金

（支給期間を限定、
支給期間中に死亡した場合、残りの期間分を遺族に支給）

5年・10年・15年・20年から選択
・・・年金支給は6月・12月の年2回・・・



年金給付利率

（受給中の利息）

1. 0% [固定]

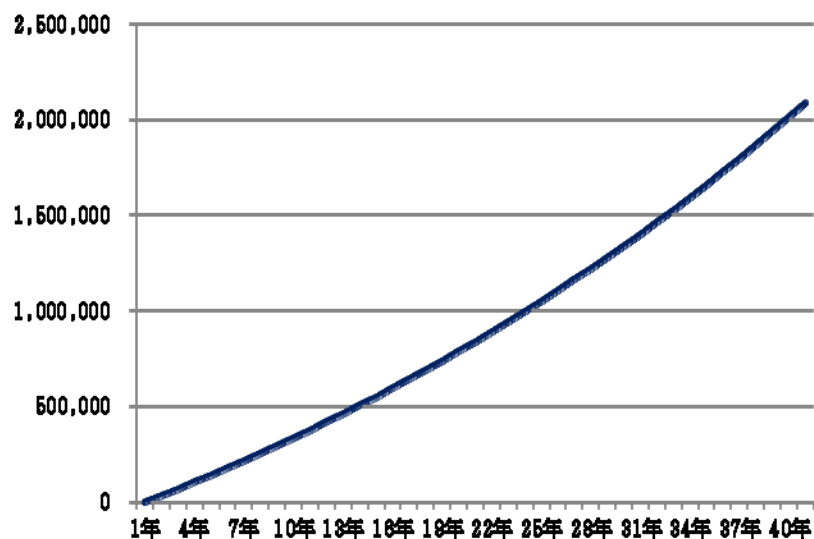
※一時金の金額（年金原資）は同じです。
※支給期間が長くなるほど年金年額が少なくなります。

給付モデル

《前提》 標準報酬月額 32万円・掛金 0.9%・運用実績 2.0%で一定

【新規加入者】

加入年数	一時金	(参考) 掛金累計額
10年	378,422円	345,600円
15年	597,660円	518,400円
20年	839,717円	691,200円
30年	1,402,033円	1,036,800円
40年	2,087,493円	1,382,400円



【厚年基金から移行した加入者】

- 厚生年金基金の加入期間10年、15年、20年の者がその時点の一時金を新制度に持込

加入年数	一時金			(参考) 掛金累計額
	厚年基金に10年加入	厚年基金に15年加入	厚年基金に20年加入	
10年	354,160円	—	—	345,600円
15年	570,873円	593,104円	—	518,400円
20年	810,141円	834,686円	940,880円	691,200円
30年	1,365,980円	1,395,900円	1,525,350円	1,036,800円
40年	2,043,545円	2,080,017円	2,237,815円	1,382,400円

